

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示 保険医療機関の指定 (保険課)

国定公園の公園事業の一部の決定 (自然保護課)

国土調査法による事業計画の決定 (農村整備課)

開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)

収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更 (会計課)

◇ 公 安 告 示 遊技機の型式の検定 (防犯少年課)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく公開によ

る聴聞 ()

◇ 雑 報 第二種大規模小売店舗についての意見の聴取 (中小企業課)

告 示

鳥取県告示第五百四十一号

健康保険法 (大正十一年法律第七十号) 第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令 (昭和三十二年政令第八十七号) 第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成六年七月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|--------------------|----------------|-----------|
| 友誼会皆生温泉病院 | 米子市皆生新田三丁目七八 | 平成六年七月一日 |
| 梶谷医院 | 米子市大崎三〇三五 | 〃 |
| 林医院 | 米子市東町一五四 | 〃 |
| 安部内科医院 | 米子市西福原一五五六一七 | 〃 |
| 医療法人社団愛生会長田産科婦人科医院 | 米子市上後藤八丁目五一 | 〃 |
| 医療法人清和会垣田病院 | 倉吉市上井三〇二一 | 〃 |
| 永田歯科医院 | 倉吉市新町一丁目二四六二 | 〃 |
| 山田歯科医院 | 八頭郡河原町大字佐貫七五六 | 〃 |
| 井手野歯科医院 | 岩美郡福部村大字海士三三五一 | 〃 |
| 野口産婦人科クリニック | 鳥取市西品治八三六一二 | 平成六年七月五日 |
| 森田医院 | 米子市上福原一六一四 | 〃 |
| 中尾耳鼻咽喉科医院 | 米子市角盤町一丁目六三一六 | 平成六年七月十日 |

鳥取県告示第五百四十二号

自然公園法 (昭和三十二年法律第六十一号) 第十二条第三項の規定に基づき、氷ノ山後山那岐山国定公園に関する公園事業の一部を決定したので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、鳥取県生活環境部自然保護課並びに八束町役場及び郡家町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成六年七月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

公園事業名称

位 置

扇ノ山登山線道路(歩道)

(起点) 八頭郡八東町(妻鹿野・公園界)

(終点) 八頭郡八東町(妻鹿野・扇ノ山頂上)

避難小屋

八頭郡八東町(扇ノ山)

中国自然歩道線道路(歩道)

(起点) 八頭郡郡家町(扇ノ山・歩道分岐点)

(終点) 八頭郡郡家町(姫路・国定公園境界)

鳥取県告示第五百四十三号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により、地籍調査に関する県の計画に基づく平成六年度における事業計画を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により告示する。

平成六年七月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| | | | |
|-----------|------------------------------------|--------------|------------------|
| 調査を行う者の名称 | 調査地域 | 調査期間 | 調査面積 (平方メートル) |
| 八東町 | 八頭郡八東町大字徳丸、大字重枝、大字北山、大字富枝及び大字南の各一部 | 平成七年三月三十一日まで | 三・七三 |
| 智頭町 | 八頭郡智頭町大字波多及び大字口波多の各一部 | 〃 | 三・八九 |

関金町 東伯郡関金町大字関金宿及び大字郡家の各一部

一・二五

岸本町 西伯郡岸本町丸山の一部

一・〇三

鳥取県告示第五百四十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

平成六年七月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成六年四月二十八日 鳥取県指令受都計三一二第五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市馬場字土居

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市尚徳町一一六

鳥取市長 西尾迢富

鳥取県告示第五百四十五号

鳥取県収入証紙規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号)第十二条第一項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成六年七月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| | | | | |
|------------------|------|-------------------|---------------------|-----------|
| 小売りさばき人の 名称 | 変更事項 | 変 更 前 | 変 更 後 | 変 更 年 月 日 |
| 株式会社鳥取銀行 東伯支店 | 名 称 | 株式会社 鳥取銀行浦安支店 | 株式会社 鳥取銀行東伯支店 | 平成六年七月十一日 |
| 売りさば き場所 | | 東伯郡東伯町大字 浦安一五一 | 東伯郡東伯町大字 徳方四四七一一 | |

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五十四号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第(四号)第九条第一項の規定により告示する。

平成六年七月十二日

鳥取県公安委員会委員長 原 田 一 雄

| | | |
|---------|------------|------------|
| 遊技機の種類 | 型 式 | 製造業者名 |
| ぱちんこ遊技機 | ドリーム・カインパー | 奥村遊機株式会社 |
| 回胴式遊技機 | エニセイゾム | 高砂電器産業株式会社 |

鳥取県公安委員会告示第五十五号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第四十一条第一項前段の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同項後

段の規定により告示する。

平成六年七月十二日

鳥取県公安委員会委員長 原 田 一 雄

一 聴聞の期日及び場所

平成六年七月二十七日 午後一時

鳥取市東町一丁目三二〇 鳥取県公安委員会委員室

(鳥取県庁本庁舎七階)

二 被聴聞者の住所及び氏名

鳥取市南吉方二丁目五〇番地

有限会社西海岸

雑 報

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和48年法律第109号)第7条第2項の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則(昭和49年通商産業省令第17号)第9条に定めるところにより、平成6年7月26日までに鳥取県商工労働部中小企業課に提出してください。

平成6年7月12日

鳥取県大規模小売店舗審議公会長 田 中 篤 篤

○ 法第6条第2項の届出に係るもの

- 1 届出者の名称
株式会社原徳チェーン本部
- 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
原徳チェーン昭和町店
米子市昭和町40-1
- 3 現在の店舗面積
1,436m²
- 4 増加しようとする店舗面積
182m²
- 5 店舗面積を増加する日
平成6年12月5日